

総税企第73号
平成25年6月12日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣

地方税法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）は平成25年6月12日にそれぞれ公布され、原則として平成28年1月1日より施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

I 総括的事項

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正について」（平成25年4月1日総税企第47号）の特記事項2のとおり、地方税法施行令及び同法施行規則について、平成25年度税制改正のうち金融所得課税の一体化、法人に係る利子割の廃止、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、不動産特定共同事業に係る不動産取得税の特例措置の創設等に係る部分に関する改正を行うこととした。

II 地方税法施行令等の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者から法人を除外することに伴う所要の規定の整備を行うこととした（旧令7の4の6、9の8、9の9の2、9の9の3、9の9の4、9の9の5、9の11、9の15①、旧則3の3、3の6）。
- (2) 公的年金に係る所得に係る個人の道府県民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があった場合の取扱いについて定めることとした（令48の9の14、48の9の15、旧令附9の7）。
- (3) 上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めることとした（令附16の2の11①）。
- (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることとした（令附18の2）。
- (5) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法を定めることとした（令附18の3①）。
- (6) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除について、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合の控除の順序を定めることとした（令附18の6④）。

2 不動産取得税

不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産特定共同事業契約及び不動産の細目を定めることとした（令附7⑱～㉑、則附3の2

の17)。

第2 市町村税の改正に関する事項

市町村民税

- (1) 公的年金に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の変更があった場合の取扱いについて定めることとした（令48の9の14、48の9の15、旧令附9の7）。
- (2) 上場株式等に係る配当所得等に係る市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めることとした（令附16の2の11③）。
- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることとした（令附18の2）。
- (4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定口座内公社債が公社債としての価値を失ったことにより生じた損失の金額の計算方法を定めることとした（令附18の3④）。
- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除について、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を有する場合の控除の順序を定めることとした（令附18の6⑳）。

第3 その他

- 1 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の創設に伴い、所要の措置を講ずることとした（則24の22、附3の2の17、6⑱）。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）による改正前の地方税法施行規則